

納豆認証基準の一部改正について（新旧対照表）

改正後	現行
<p>第 1 適用の範囲 この基準は、道産食品独自認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める認証基準のうち、丸大豆納豆に適用する。 <u>なお、タレ、カラシ等については認証基準対象外とするが、タレ、カラシ等を認証品に同包する場合の取扱いについては別途定める。</u></p> <p>第 2 ～ 第 8 略</p> <p>附則 1 この基準は平成 18 年 1 2 月 1 4 日から施行する。 2 この基準は平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>第 1 適用の範囲 この基準は、道産食品独自認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める認証基準のうち、丸大豆納豆に適用する。 <u>なお、タレ、カラシ等を同包したものは対象としない。</u></p> <p>第 2 ～ 第 8 略</p> <p>附則 1 この基準は平成 18 年 1 2 月 1 4 日から施行する。</p>